

亀山市告示第204号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年11月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第5条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無償職業紹介の窓口</u> <u>(厚生労働大臣に対する通知により</u> <u>無料職業紹介事業を行う特定地方公</u> <u>共団体又は地方公共団体の委託を受</u> <u>けて無料の職業紹介を行う職業紹介</u> <u>事業者をいう。以下同じ。)</u> (以下 <u>「公共職業安定所等」という。)</u>に 求職の申込みをし、誠実かつ熱心に 常用就職を目指した求職活動を行っ ている者</p> <p>(6) 及び (7) (略)</p> <p>(就職活動要件)</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第5条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行っている者</p> <p>(6) 及び (7) (略)</p> <p>(就職活動要件)</p>

第6条 自立相談支援機関は、支給対象者に対して、就職に向けた次の各号に掲げる就職活動を行うことを指示するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、第2号及び第3号に掲げる就職活動の回数を減じ、又はこれらの就職活動を指示しないことができる。

(1) (略)

(2) 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。

(3) (略)

2及び3 (略)

(公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認)

第12条 自立相談支援機関は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない申請者に対して、申込みを指示するものとする。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票 (ハローワークカード) 又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に対する求職申込みの状況が確認できる書類の写し (以下「追加提出書類①」という。) を、自立相談支援機関に提出しなければならない。

3 自立相談支援機関は、雇用施策等 (雇用保険及び職業訓練受講給付金) の

第6条 自立相談支援機関は、支給対象者に対して、就職に向けた次の各号に掲げる就職活動を行うことを指示するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、第2号及び第3号に掲げる就職活動の回数を減じ、又はこれらの就職活動を指示しないことができる。

(1) (略)

(2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

(3) (略)

2及び3 (略)

(公共職業安定所への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認)

第12条 自立相談支援機関は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対して、申込みを指示するものとする。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた、求職受付票 (ハローワークカード) の写し (以下「追加提出書類①」という。) を、自立相談支援機関に提出しなければならない。

3 自立相談支援機関は、雇用施策等 (雇用保険及び職業訓練受講給付金) の

利用状況について、求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式第4号）に基づき、公共職業安定所等に対して、求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼するものとする。また、緊急の場合は、申請者に対して、求職申込・雇用施策利用状況を確認する書類を交付し、申請者本人が公共職業安定所等に持参し確認を得て再度提出するよう指導するものとする。

（支給決定等）

第17条 福祉事務所は、審査を終えた申請書及びプランについて、亀山市支援会議設置要綱（令和2年亀山市告示第64号）に規定する亀山市支援会議（以下「支援会議」という。）にて適切であるか確認しなければならない。

- 2 緊急に支給が必要な場合は、プランの作成や支援会議の確認を経ずに支給することができるものとする。
- 3 前項の支給を行った場合は、支給を行った後、支援会議に支給の報告をしなければならない。
- 4 福祉事務所は、支援会議の確認を経て支給を決定する場合は、受給者に住居確保給付金支給決定通知書（様式第10号。以下「決定通知書」という。）

利用状況について、求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式第4号）に基づき、公共職業安定所に対して、求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼するものとする。また、緊急の場合は、申請者に対して、求職申込・雇用施策利用状況を確認する書類を交付し、申請者本人が公共職業安定所に持参し確認を得て再度提出するよう指導するものとする。

（支給決定等）

第17条 福祉事務所は、審査を終えた申請書及びプランについて、亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議要綱（平成27年6月17日施行）に規定する亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）にて適切であるか確認しなければならない。

- 2 緊急に支給が必要な場合は、プランの作成や支援調整会議の確認を経ずに支給することができるものとする。
- 3 前項の支給を行った場合は、支給を行った後、支援調整会議に支給の報告をしなければならない。
- 4 福祉事務所は、支援調整会議の確認を経て支給を決定する場合は、受給者に住居確保給付金支給決定通知書（様式第10号。以下「決定通知書」とい

を、自立相談支援機関を經由して交付するものとする。

5～8 (略)

(関係機関との連携等)

第26条 (略)

2 (略)

3 福祉事務所は、公共職業安定所等から自立相談支援機関に誘導される受給希望者があることから、日常的に情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努め、就労支援についても、受給者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。

附 則

(再支給に関する特例)

3 住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。以下同じ。）の支給を終了した受給者で第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当する者（住居確保給付金を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより要件に該当することとなった者又はこの項の規定により住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）であって、令和3年2月1日から令和4年3月31

う。）を、自立相談支援機関を經由して交付するものとする。

5～8 (略)

(関係機関との連携等)

第26条 (略)

2 (略)

3 福祉事務所は、公共職業安定所から自立相談支援機関に誘導される受給希望者があることから、日常的に情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努め、就労支援についても、受給者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。

附 則

(再支給に関する特例)

3 住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。以下同じ。）の支給を終了した受給者で第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当する者（住居確保給付金を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより要件に該当することとなった者又はこの項の規定により住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）であって、令和3年2月1日から同年11月30日

日までの間に住居確保給付金を申請した者については、3月間までの範囲内において住居確保給付金を再支給することができる。

(国の雇用施策による給付に関する特例)

- 5 令和4年3月31日までに住居確保給付金を申請した者については、国の雇用施策による給付（令和3年5月以前に受給したものを除く。）を受給した場合であっても、第5条第6号の規定に関わらず、住居確保給付金の支給対象者とし、第20条第1項の規定に関わらず、住居確保給付金の支給を停止しない。

までの間に住居確保給付金を申請した者については、3月間までの範囲内において住居確保給付金を再支給することができる。

(国の雇用施策による給付に関する特例)

- 5 令和3年11月30日までに住居確保給付金を申請した者については、国の雇用施策による給付（同年5月以前に受給したものを除く。）を受給した場合であっても、第5条第6号の規定に関わらず、住居確保給付金の支給対象者とし、第20条第1項の規定に関わらず、住居確保給付金の支給を停止しない。

様式第1号を次のように改める。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式2)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ・月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではない(過去に住居確保給付金を受けたことがない。)又は再支給の申請であるが従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではなく、受給期間中において暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

- 1 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等いずれかの写し
- 2 離職関係書類（下記のいずれかを証する書類）
 - ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
 - ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

- 1 求職申込関係書類（①又は②のいずれかを提出）
 - ①公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し
 - ②地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に対する求職申込みの状況が確認できる書類
- 2 入居（予定）住宅関係書類
 - (1) 住居喪失者
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第5号）
 - (2) 住居喪失のおそれのある者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第6号）
 - (3) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者
クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）

様式第2号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所等」に改める。

様式第4号を次のように改める。

求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金）

年 月 日

御中

（自立相談支援機関）

（担当・電話番号）

下記の者より住居確保給付金の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

申請者記入欄

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報、亀山市、亀山市福祉事務所、社会福祉協議会及び公共職業安定所等との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ

申請者 氏 名 (自署又は記名押印)

生年月日

住 所

電話番号

(注) 住所欄は、現在の居住地（住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名）を記載すること

公共職業安定所等回答欄

求職申込み確認欄

求職申込み受理状況	求職中 ・ 求職未登録 ・ 求職無効 (年 月 日)
-----------	------------------------------

※ オンラインによる求職登録含む

年 月 日

名称

担当・電話番号

印

様式第10号（注意事項）1中「公共職業安定所」を「公共職業安定所等」に改める。

様式第12号及び様式第13号を次のように改める。

職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

氏 名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

求職登録日 年 月 日

求職番号又は窓口名称

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

※ 公共職業安定所等において支援（*）を受けた場合は、安定所担当者から所要事項の記入と確認印の押印をもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること）

* 公共職業安定所等の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。

※ 公共職業安定所等において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特記事項欄にその旨記入してください。（特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。）

※ 本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び亀山市社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。

※ 公共職業安定所等の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び亀山市社会福祉協議会の相談員との面接時に提示すること。

住居確保給付金常用就職活動状況報告書

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

私は、常用就職に向けて、以下のとおり就職活動を行いましたので、報告します。
 なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1. 就職活動の回数

①公共職業安定所等に職業相談を行った回数（※） _____ 回

②求人先へ応募を行った回数又は求人先の面接を受けた回数 _____ 回

※ 職業相談確認票（様式第12号）に記録した活動も回数に含めること。

2. 就職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名				求職先の内容
住所・電話				就業形態
	TEL :			職種
仕事内容				勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所等、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

会社名				求職先の内容
住所・電話				就業形態
	TEL :			職種
仕事内容				勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所等、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	Tel :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所等、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	Tel :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所等、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	Tel :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所等、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の附則第3項の規定は、令和3年12月1日以後の申請に係る住居確保給付金の支給について適用する。